

	質問	回答
1	令和4年度から申請方法が郵送から「ふじのくに電子申請サービス」による電子申請に変更されたが、その操作方法是？	「ふじのくに電子申請サービス」による電子申請の基本的な操作方法是、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式の事前審査登録に伴う電子申請と変わりません。また、申請に当たって必要なIDやパスワードも事前審査登録において登録したものが活用できます。
2	従来通りの郵送による紙申請は受理されないのか。	令和4年度より、申請方法は「ふじのくに電子申請サービス」による電子申請のみとします。
3	「ふじのくに電子申請サービス」による申請に当たって申請書は添付する必要はないのか。	「ふじのくに電子申請サービス」による申請により、申請書が自動的に作成されるため、申請書の添付は不要です。
4	「ふじのくに電子申請サービス」による申請に当たって、作成した事業継続計画をPDFファイルにし添付するとしているが、ファイルサイズが大きく添付が出来ない。	「ふじのくに電子申請サービス」における添付ファイルは最大20MBとされており、それ以上のファイルを添付することは出来ません。 作成した事業継続計画のPDFファイルが20MB以上の場合は、申請は「ふじのくに電子申請サービス」により行い、添付ファイルのみ任意の方法で審査受付まで送付願います。 ※ただし、電子申請において、PDFファイルの添付が必須なため、HPにあります、「事業継続計画のサイズが20MB以上の場合」（資料2）を添付願います。
5	これまで申請書の適合印欄に受付印が押印された適合通知が郵送により送られてきたが、「ふじのくに電子申請サービス」による申請となった場合、同様に適合通知が送付されるのか。	令和4年度より、郵送による適合通知の送付はされません。審査が完了した後に「ふじのくに電子申請サービス」にアップロードされた適合通知（PDF）を適宜ダウンロードしていただくことになります。 また、県のHPにおいても、適合された企業名等を公表しております。
6	事業継続計画は連絡網等に電話番号等の個人情報が含まれるが、その取扱いは？	添付する事業継続計画においては、連絡網の電話番号等の個人情報部分を黒塗りするなど表示しないようにしてから添付するようにしてください。（連絡網が作成されていることが分かるように、電話番号等のみを表示しないようにしてください。）

	質問	回答
7	令和元年度まで審査の結果、申請書の適合印欄に受付印が押印された（適合通知）写しを、入札時の総合評価の技術資料として発注機関に提出していましたが、提出不要なのですか？	令和2年度より、静岡県建設技術監理センターの審査結果で適合を受けた建設業者は、静岡県交通基盤部土木関係における総合評価落札方式の入札において、評価（事業継続計画の策定）が自動加点されます。 ※適合結果は、市町における総合評価の加点評価に使用されることがあります
8	静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画の様式については、国や他の公共団体で認定されたものを静岡県の基準に置き換えて提出できませんか？	静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画は、ホームページ上に掲載された様式の使用を基本としてください。 ただし、県の審査項目が網羅されていれば評価されますが、県の申請書の各審査項目に対して、静岡県版の災害時事業継続計画のどの部分が合致しているのか、対比できるような形の資料を提出してください。 また、国土交通省中部地方整備局の「災害時の基礎的事業継続力」認定証がある場合、認定書の写しを提出すれば、有効期限まで（認定証の有効期限又は令和8年5月31日のいずれか早い日まで）の間について評価します。
9	静岡県外にある本社で会社全体のBCP（災害時事業継続計画）を策定しています。このBCPから静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画申請手引きで求められている審査項目を抜粋したものを添付し、申請してもよいでしょうか？	会社全体のBCPを使用して頂いても構いませんが、静岡県等で想定される災害に対し、静岡県建設工事の入札参加資格を持つ営業所が含まれたBCPが策定されている必要があります。 静岡県建設工事の入札参加資格を持たない営業所が被災した場合のBCPは不適合になります。
10	中部地方整備局の【災害時の基礎的事業継続力】の認定証に記載されている営業所と静岡県建設工事の入札参加資格を持つ営業所が異なりますが、当該認定証を添付し申請すればよいでしょうか？	営業所が異なる場合は、静岡県建設工事の入札参加資格を持つ営業所が含まれているBCP（災害時事業継続計画）である必要がありますので、中部地方整備局の認定証に加え、中部地方整備局に認定されたBCPも提出してください。

	質問	回答
11	申請に関わる書類の提出は、審査対象となっている第1部と第2部だけでよろしいのでしょうか？	静岡県のHPにある静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画申請手引きにあるとおり、審査する内容を第1部と第2部にしております。 ただし、第3部以降の内容についても既に作成されているのであれば、添付して頂いても構いません。
12	2.9.1等に災害発生直後に連絡すべき相手先リストに静岡県〇〇土木事務所（災害協定先）とあるので、連絡先担当者を教えて欲しい。	静岡県〇〇土木事務所（災害協定先）の作成例は、例です。 災害発生直後に申請者が考える連絡先を記入してください。 災害協定等の取り決めが参考になると思われます。
13	備蓄品や施工中の連絡先等が多いので、対象のリストを別表にしてよいのか？	別表でもかまいませんが、県の申請書の各審査項目に対して該当する部分が見えるようにしてください
14	災害時事業継続計画は用紙の大きさに制限を設けていますか？	原則、A4サイズで作成してください。 災害時での利用や常時の保管状況等を検討のうえ貴社が扱いやすい方法で作成していただければ問題ないと思います。
15	「2.7.1社内の連絡体制表」及び「2.9.2施工中現場の連絡先リスト」の加筆及び削除は事業継続計画の改定に含まれませんが、加筆及び削除が生じた場合、どのようにしますか？	改定に伴う申請は必要ありませんが、企業で保管している事業継続計画を修正願います。
16	『「2.7.1 社内の連絡体制表」及び「2.9.2 施工中現場の連絡先リスト」の加筆及び削除は事業継続計画の「改定」に該当しませんので、申請手続きは必要ありません。』と手引きに記載があるがどういう意味か？	適合済みの事業継続計画の内容を有効期間内に変更する「改定」の対象とはしないという意味です。 年度当初に申請する「更新」は「改定」とは異なりますので、「更新」の際には、2.7.1及び2.9.2の変更のみでも赤字訂正して提出してください。
17	作成した事業継続計画を事前に確認して欲しいです。	審査を公平に行うため事前に内容を確認することは出来ません。
18	昨年度に災害時事業継続計画の適合を受けましたが、総合評価落札方式で評価されるためには、本年度も申請が必要ですか？	申請が必要となります。なお、本年度に更新した部分を赤字で記載して提出してください。
19	昨年度に災害時事業継続計画の適合を受けましたが、本年度の申請には、昨年度の適合した事業継続計画との比較表は必要ですか？	比較表は不要です。

	質問	回答
20	文書に変更がない場合、文書作成日は、当初作成日のままで良いですか？	更新の場合、変更しない文書の作成日は、当初作成日のままで問題ありません。
21	年度途中で社長が変わる予定があるが、改めて申請が必要ですか？	本来、「静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画申請手引き」の「6.改定又は更新」にあります、「有効期間内に改定する場合」にあたりますが、改定申請する必要はありません。企業で保管している事業計画を修正願います。
22	4月に更新手続きを忘れてしまいました。 5月以降の申請も可能でしょうか？	「静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画申請手引き」の「3-4申請期間」にありますように、随時追加申請を受け付けます。
23	「2.11.1応急対応メンバーのための備蓄」及び「2.11.2災害時の救出用機材等の備蓄」の確認時期は、確認した時期を記入しますか、確認予定時期（毎年〇月）を記入しますか？	実際に確認した時期を記入してください。
24	記載内容を変更した場合、「1.2事業継続計画の新規策定・改定 記録一覧」の制定・改定のポイント欄に、すべての変更内容を記載するべきですか？	変更内容すべてを記載する必要はありません。変更したことが解る記載内容で構いません。
25	「2.7.1社内の連絡体制表」にて、安否確認システムの導入を検討しているが、当項目にどのように記載したらよいか？	安否確認システムの概要および連絡手法などの記載があれば、電話番号など記載は不要です。 連絡体制表を作成することが主目的ではなく、社員の安否を確認する手段を構築することが災害時事業継続計画の主目的です。
26	県外に本社及び支社、県内に営業所（対応拠点）を有している。 代替対応拠点の設置場所は県外でも構わないか？	県外に設置しても構いません。 しかし、災害時事業継続計画は静岡県内で発生した災害時に対する事項について記載すべきものですので、被災し業務実施が不可能となった県内の対応拠点（営業所など）への参集者が次にとるべき行動なども考慮して、県内に代替連宅拠点を定める、または代替案を講じておくことも必要です。
27	代替対応拠点对応拠点からどの程度離れた場所に設置するべきか規定などはあるか？	規定は有りません。 対応拠点から移動可能（徒歩、バイク、自動車など）な圏内に設置するまたは代替策を考慮する必要があります。

	質問	回答
28	災害時事業継続計画の様式の一部に、「確認・修正日」と記載があるが、どのように使い分ければよいか？	確認日は記載内容を確認した日、修正日は記載内容を修正した日という解釈です。 『毎年、内容確認しているが修正事項は無い』等の場合に確認日として記載する趣旨で設けています。 確認日の記載は必須事項ではありません。
29	災害時事業継続計画の申請書類を作成するにあたり、項目の順序や、名称を手引きに記載の「表1」項目と同じにしておかなければ審査は受けられないか？	静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式における災害時事業継続計画は、ホームページ上に掲載された様式の使用を基本としてください。 ただし、項目の順序や名称が異なる場合でも県の審査項目が網羅されていれば評価されます。県の申請書の各審査項目に対して、静岡県版の災害時事業継続計画のどの部分が合致しているのか、対比できるような形の説明資料の提出が必要となります。
30	「2.3対応体制・指揮命令系統図」にて、自社の職員数が限られているので協力業者を含めても問題がないか？	協力会社が貴社との関連が高く、貴社職員に成り代わり、協力会社職員が専任にて貴社の災害対応業務が可能でしたら含めても結構です。 貴社と協力会社が互助的に災害時に対応する体制を確立している場合のみ対象と成り得るかと思われます （貴社と協力会社が同時に被災する可能性があるため） また、貴社と協力会社との間で、協力協定などを締結し、締結文書を災害時事業継続計画に添付していただく必要があります。
31	行政書士による代理申請も認めらるか？	認められます。 申請者から委託を受けた行政書士が申請する場合、提出する事業継続計画の1ページ目の余白に行政書士の住所、氏名、電話番号及び行政書士の登録番号を明記の上、職印を押してください。 なお、行政書士法第1条の3に基づく代理申請による場合、申請者からの委任状（任意様式）を事業継続計画又は認定証の共に提出してください。

	質問	回答
32	中部地方整備局の【災害時の基礎的事業継続力】の認定証の有効期間が令和7年9月30日までとなっています。 認定証に基づく静岡県災害時事業継続計画の適合を令和8年5月31日まで継続して受けるには、どのように申請したら良いか？	中部地方整備局の【災害時の基礎的事業継続力】の認定証の有効期間が令和7年9月30日で切れる場合で令和8年5月31日まで継続して静岡県災害時事業継続計画の適合を受ける場合の静岡県への災害時事業継続計画の申請は以下の例とおり2回行ってもらう必要があります。 例 ①令和7年6月1日～令和7年7月30日について、静岡県の適合を受けるため従来とおり、令和7年4月中に、今現在の認定証を添付し、ふじのくに電子申請サービスにて、申請を行う。 ②令和7年10月1日～令和8年5月31日について、静岡県の適合を受けるため令和7年8月末までに、有効期間が更新された認定証※（災害時の基礎的事業継続力）を添付し、ふじのくに電子申請サービスにて、追加申請を行う。 ※【災害時の基礎的事業継続力】の有効期間を更新する場合で、令和7年8月末までに更新された認定証（認定期間：令和7年10月1日～令和10年9月30日）が届かないと見込まれる場合は、当該更新に係わる申請書の写しを添付し、8月末までにふじのくに電子申請サービスにて申請してください。 その後、更新された認定書が届き次第、当該認定書をメールにより下記受付窓口メールアドレスの建設技術監理センター宛に送付してください。 受付窓口メールアドレス：maetouroku@pref.shizuoka.lg.jp なお、認定証の有効期間が令和8年3月31日までの場合も同様の手続き（適合有効期間開始の前々月までに電子申請サービスより申請）とします。